

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

（１）深刻な少子化の進行

わが国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。令和6年6月5日の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率¹は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

（２）少子化の進行に伴う国の対策

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」²が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

直近では、令和6年6月5日に少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

（３）「子ども・子育て支援新制度」と「留萌市子ども・子育て支援事業計画」

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から施行されました。

1 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数。15～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもの。

2 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

留萌市においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年3月に「留萌市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度からはその第2期計画となる「第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」といいます。）により、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

また、市の最上位の計画である「第6次留萌市総合計画」（平成29年度～令和8年度）において、教育・子育ての目指す姿として「学校・家庭・地域が連携した教育と子育て環境の充実」を掲げ、幼児教育から高等学校教育までの連続性に配慮した教育環境の整備に努め、地域の教育力を積極的に取り入れた学校づくりによる「留萌ならではの」教育行政を推進しています。

（４）子どもを取り巻くその他の動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子どもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

①子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

②子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

③母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

④改正障害者総合支援法・改正児童福祉法

障がいのある子どもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改

正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

⑤児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

⑥新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月に「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

⑦放課後児童対策

放課後児童対策では、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、自治体では今後「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月通知）により放課後児童対策の一層の強化を図ることが重要とされています。

⑧改正児童福祉法

令和6年4月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

（5）第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画

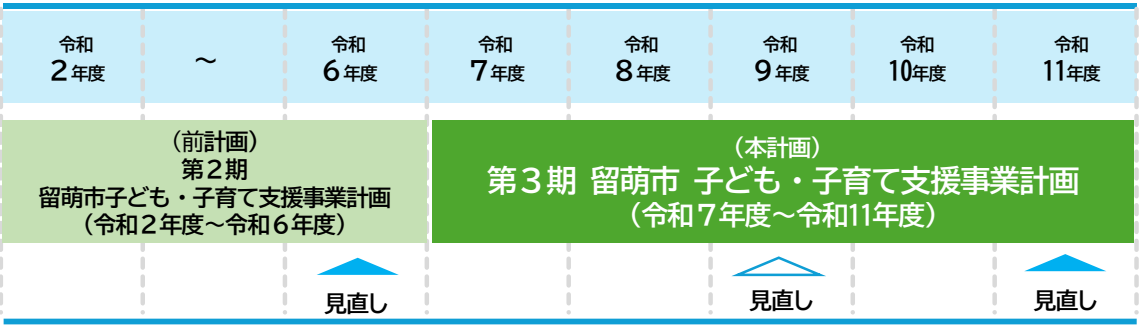
「第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）は、前計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題及び基本指針³の改正内容を踏まえ策定したものです。

3 基本方針：令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定。それを推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが示された。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

▼ 計画の期間



第3節 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として策定するものです。

【参考】子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

「子ども・子育て支援法」は、令和6年10月に一部を改正する法律が施行されました。同法に基づき、子ども・子育て支援法に基づく基本指針⁴（以下、「基本指針」といいます。）も改正となっています。

▼ 基本指針改正の概要

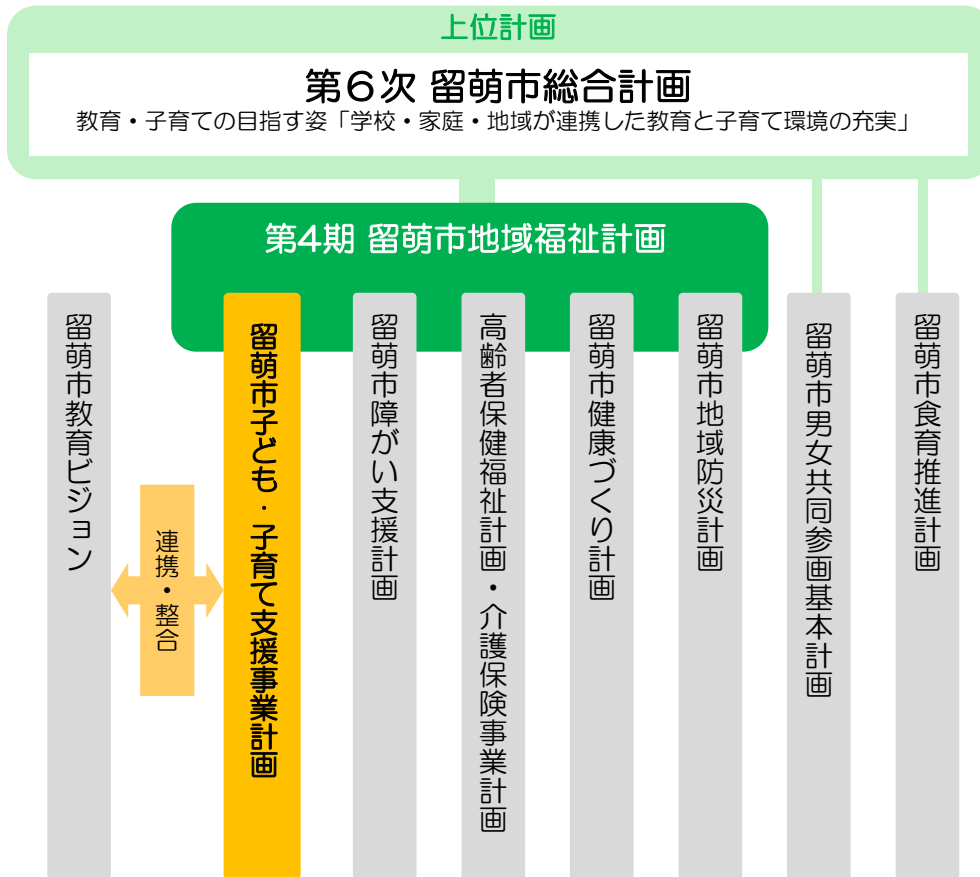
1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ。市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込みを設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項。①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること。②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うこと。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置づけを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込みを設定する際の参酌基準を設定する。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置づけ等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業の参酌基準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

4 正式な名称は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。改正は令和6年内閣府告示第131号として令和6年9月30日に公布。

（３）計画体系による位置付け

本計画は、「第6次留萌市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置付け、市の関係する各分野の計画と連携・整合を図りながら策定します。

▼ 各計画との連携・整合



（４）計画の対象

本計画は、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。

また、本計画において、子どもとは18歳未満とします。

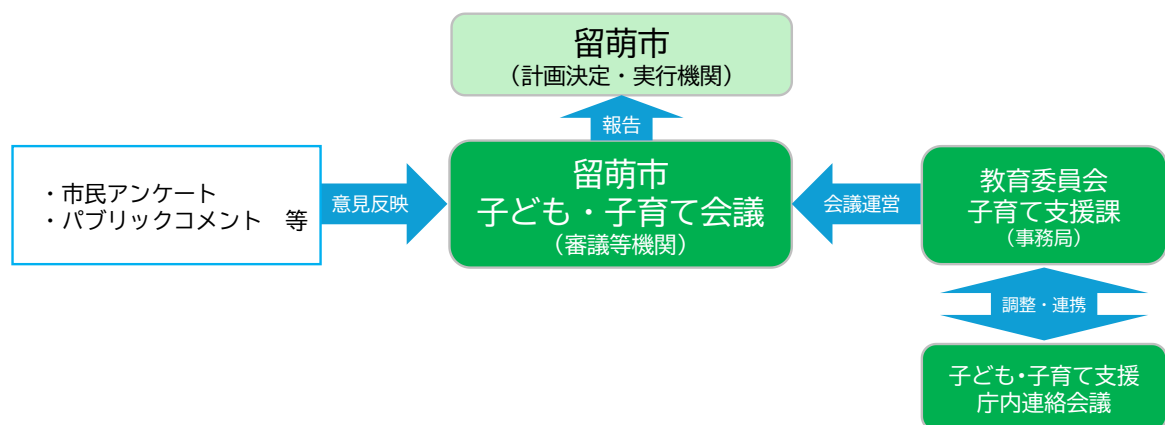
第4節 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者などで構成される「留萌市子ども・子育て会議」⁵を設置・開催し、留萌市における子ども・子育て支援について検討・協議し、事業計画を策定しました。

また、各施策の総合的かつ効果的な推進のため、庁内関係部署で構成する「留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議」を設置しており、必要に応じて開催することで、庁内全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

市民や子どもの意見を計画に反映させるため、「就学前児童保護者」「小学生児童保護者」「母子手帳交付者」「市内の小学5年生・中学2年生」「市内の中学校、高校に通う中高生」へのアンケートを行い、計画素案の段階で市民意見公募（パブリックコメント）を実施しています。

▼ 計画の策定体制



5 留萌市子ども・子育て会議：留萌市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第26号）により設置。